

(電子メール施行)  
令和6年(2024年)11月20日

市内障害児通所支援事業者 御中

姫路市監査指導課長  
姫路市障害福祉課長

専門的支援実施加算の算定等について(通知)

平素は、本市障害福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により新設された専門的支援実施加算について、こども家庭庁に疑義照会をしたところ、下記のとおり回答がありました。

令和6年12月サービス分から専門的支援実施加算を算定する場合は、算定要件を再確認の上、算定するようにしてください。

記

1 算定要件

(1) 専門的支援実施計画を作成した専門職員の支援

専門的支援実施計画を作成した専門職員が専門的支援を必要とする利用者に直接支援している場合のみ算定できます。当該計画を作成した専門職員と専門的支援を実施する専門職員が異なる場合は算定できません。(詳細は別紙のとおり)

(2) 専門的支援実施加算を算定する際の配置

専門的支援実施加算を算定する際の配置は、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員等、単なる配置で差し支えありません。ただし、児童発達支援管理責任者による配置では算定できません。

2 お問い合わせ

(専門職員の配置に関する事)

姫路市役所 監査指導課 障害指定担当

Tel : 221-2497

(専門的支援実施加算の算定に関する事)

姫路市役所 障害福祉課 請求担当

Tel : 221-2454